

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年9月21日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、私から補足説明を申し上げます。

広報日程の1ページ目については、特に追加して申し上げる情報はございません。

2ページ目上段、9月25日火曜日、(3)第628回の審査会合についてでございます。こちらの審査会合では、審査対象として1件の審査を予定してございます。対象は、東北電力・女川原子力発電所2号機の許可に関する審査ということで、内容は建物の耐震性についての審査を予定してございます。

その下、(4)第629回の審査会合についてでございます。こちらは特定重大事故等対処施設に係る審査のため、非公開にて開催をさせていただきます。審査の対象は2件予定してございます。関西電力・美浜発電所3号機、こちらは設置変更許可に係る審査、また、九州電力・川内発電所1号機、2号機、こちらは工事計画認可に係る審査、この2件が予定されてございます。

次に、その下、2ページ目中段、9月26日水曜日、(6)第14回原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合の開催が予定されております。こちらは、議題、記載にございますように、中国電力・島根原子力発電所2号炉の30年目に当たっての高経年化技術評価に関する審査を予定してございます。

次に、3ページ目上段、9月28日金曜日、(9)第142回放射線審議会総会が午前中に開催される予定でございます。議題は、記載のとおり2件予定されております。

まず、議題1といたしまして「目の水晶体に係る放射線防護の在り方について」の意見具申、こちらは今年3月に出示された意見具申でございますが、これを踏まえた関係省庁における検討の状況について、事務局において調査をした結果を審議会に対して報告するという予定でございます。

次に、議題の2番目といたしまして、東電・福島第一原子力発電所事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップについての議論を予定してございます。前回の議論を踏まえて、基準策定の基本的な考え方についてまとめていくということになっておりますので、そのためのたたき台をお示しして、審議会において議論をい

ただくという予定でございます。

次に、その下、(10)第631回の審査会合でございます。こちらも特定重大事故等対処施設に係る審査のため、非公開とさせていただきます。議題としては、記載のとおり、九州電力・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の特重施設に係る審査のうち、地震についてということでございます。敷地の地質・地質構造などについての審査を予定してございます。

最後に、その下、3ページ目下段、委員の現地視察の予定が入ってございます。新検査制度の試運用開始に関する現地視察ということで、10月1日に関西電力の大飯発電所に山中委員ほか視察に伺う予定でございます。こちらはかねて御案内しておりますように、10月1日から新検査制度の試運用が開始されるということで、その開始に当たりまして、大飯発電所における試運用の状況について視察を行うというものでございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—